

遺伝子組換え実験・ゲノム編集を行う研究の 新規申請

<申請受付は前期、後期の年2回>

【注意事項】

- ① 遺伝子組換え動植物の譲渡、譲受が予定されている場合は、別途手続きが必要です。
- ② 研究者は、研究開始前に「組換えDNA実験に関する教育訓練」の受講が必要です。
- ③ 研究者は、「本学における定期健康診断」の受診が必須です。なお、委員会が申請書類を精査し「特別健康診断(DNA作業健康診断)」の受診が必要であると判断した場合は事務局よりご連絡します。

新規申請書類の作成

年2回
受付※

※委員会より申請依頼の通知があります。

新規申請書類の提出

(ホームページの申請受付フォームより、申請書類をアップロード)

事務局による事前確認(記載内容により、修正の指示があります)

事前審査担当委員1名による予備審査

(修正指示がある場合)
修正の上、事前審査担当委員へ再提出

委員会開催による審査

(前期・後期の年2回受付、審査)

審査結果

承認

不承認

(修正指示がある場合)
修正の上、再提出

研究計画の見直しが必要

委員会による確認

学長による実施許可

「第二種使用等拡散防止措置確認申請の承認について(通知)」の発行

研究開始